

2002.11.29 近弁連決議 「交通基本法」と「地域交通計画」の策定を求める決議

一人と環境にやさしい交通政策を求めて

提言

- 1 国は、環境負荷の少ない交通体系の確立、人が安全で健康に生活できるまちづくりの実現、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に移動できる交通手段の提供を基本理念とし、地方公共団体に住民参加による「地域交通計画」の策定を義務づけること等を内容とする「交通基本法」を制定すること
- 2 地方公共団体は、地域の特性に応じ、交通需要管理(TDM)施策を主要な内容とする「地域交通計画」を策定すること
同計画には、少なくとも、自動車交通量の削減目標、公共交通機関の整備目標と利用数の増加目標を設定すること。
また、TDM施策として、物流部門の交通量の削減策、公共交通機関と自転車利用の促進策と盛り込むこと。
- 3 「地域交通計画」の策定にあたっては、計画策定の早い段階から情報公開を徹底し、行政と住民の双方向の対話を可能とする十分な住民参加手続を保障すること。
- 4 国は、「地域交通計画」を最大限尊重し、地方公共団体が「地域交通計画」を実施するための自主財源を確保するとともに、その実現に必要な措置を講ずること。

2007.11.02 日弁連決議 持続可能な都市をめざして都市法制の抜本的な改革を求める決議

(決議文)

現行都市計画・建築法制を抜本的に改め、土地利用、建築、都市交通、景観などについて、以下のような内容をもつ、統合的な都市法制の整備を求める

- 1 持続可能な都市の形成及び維持と快適で心豊かに住み続ける権利の保障を目的とし、土地利用、建築、都市交通、景観など都市に関連するすべての事項を対象とし、それらについて統合的に対処するものとする。
- 2 地域環境保全、景観保全、緑地保全、くるま依存社会からの転換、子ども・高齢者・障がいのある人などへの配慮、地域経済及び地域コミュニティの活性化等を基本理念として明記し、都市計画・規制基準の策定、開発・建築審査はこれに沿って行われること。
- 3 都市計画及び規制基準の内容・手続並びに個別の建築・開発の審査手続は市町村が独自に決定できるよう、地方分権を拡充すること。
- 4 都市計画及び規制基準の内容の決定並びに個別の開発・建築の審査手続への早期かつ主体的な住民参加を住民の権利として保障し、快適で心豊かに住み続ける権利を保障するように、行政不服審査及び司法審査の各手続を抜本的に改正すること。